

COP11/COPMOP1 の結果について

会議の概要

2005年11月28日(月)～12月10日(土)、カナダのモントリオールにおいて、気候変動枠組条約第11回締約国会議及び京都議定書第1回締約国会合(COP11/COPMOP1)が開催されました。今回の主要課題は、Implementation(京都議定書の実施)、Improvement(京都議定書の改善)、Innovation(次期枠組みの創造)の3つのI(アイ)だと表現されていました。会議では、2013年以降の次期枠組みに向けたロードマップとして、「モントリオール行動計画」を取りまとめました。

1. 運用ルール全てを採択し、京都議定書は本格実施へ(1つ目のI(Implementation))

今回は、今年2月の京都議定書発効を受けた最初の議定書の締約国会合(COPMOP1)であることから、京都議定書の運用ルールすべてを採択することになっていました。運用ルールのうち、遵守制度についてのみ、モントリオール会議で決着すべき点が残っていましたが、それを除く全ての細則は、2001年のマラケシュ合意において既にコンセンサスを得ていたもので、会議の前半には難なく採択へと至りました。また、遵守制度に関しては、数値目標など京都議定書の義務を守らなかった場合の措置に関して、議定書改正が必要となる法的拘束力を持たせるかどうかをCOPMOP3までに決定することを目指すとした上で、法的拘束力を持たない形で合意し、遵守委員会が設立されました。

これをもって、97年の京都会議から8年余かけて交渉されてきた壮大なルールが正式に決定し、京都議定書は本格始動段階へと入りました。これまで京都議定書はさまざまな壁に直面し、悲観論、否定論が絶えることはありませんでしたが、その間にも確かな足取りを築き、本格的に動き出すに至ったことは、世界が温暖化防止への重要な一歩を確実に歩み始めた証しでもあります。

合意内容：遵守制度の手続きとメカニズム

- ・ 遵守制度に関する手続きとメカニズムを承認し採択する。
- ・ 遵守制度に関する手続きとメカニズムについて、COPMOP3で決定することを念頭に、議定書18条に基づく京都議定書の改正問題の検討を始める。
- ・ 2006年5月の第24回補助機関会合(SB24)において検討を開始し、2007年12月のCOPMOP3にその結果を報告する。

2. 「京都2」へ続く道を開く - 次期枠組み交渉に関する3つ合意「モンリオール行動計画」 (2つ目のI (Innovation))

今回の会議の最大の成果として、次期枠組み交渉に関する3つの合意がなされました。これは「モンリオール行動計画」と呼ばれることとなりました。

【合意その1】 先進国の更なる削減義務に関する交渉プロセス

今回の議定書締約国会合(COPMOP1)では、2008~2012年の第1約束期間に続く先進国の削減義務について検討を開始することになっていましたが、期待されていた通り、先進国の第2約束期間の削減目標に関する交渉プロセスに合意することができました。このことは、京都議定書が今後も継続し、「京都2」へ向かって先進国の更なる削減を積み上げていくことを確かにしたことを意味しています。それはまた、京都議定書は第1約束期間で終了するような吹聴をはっきりと打ち消すものとなりました。この合意は、今回の会議の重要な成果です。

合意内容: 先進国の更なる削減義務に関する交渉プロセス【議定書3条9項関連】

- ・ 2012年以降の先進国(附属書国)の更なる削減約束に関して、京都議定書締約国による特別作業部会において検討を始める。第1回会合は、2006年5月の第24回補助機関会合(SB24)と並行して開催し、毎年COPMOPで検討状況を報告する。
- ・ 2006年3月15日までに締約国に意見提出を求める。
- ・ 特別作業部会は、第1約束期間と第2約束期間の空白を生じないようなタイミングで出来るだけ速やかにその作業を終え、COPMOPによってその結論を採択する。

【合意その2】 京都議定書の見直しへの準備

同じく議定書締約国会合(COPMOP1)において、来年2006年のCOPMOP2に予定されている気候変動枠組条約の見直しと連動した京都議定書の見直しに向けて今から作業の準備を始めることが合意され、議長レポートに記されました。条約と連動した議定書の見直しは、次期枠組みに関して、先進国の削減義務に止まらない幅広い国々の参加の議論を進めるための足がかりとなるもので、この合意は、COPMOP2における見直しを効果的に進めるためにも重要なものです。COPMOPでのプロセスは、当面の間、建設的な交渉が期待できないブッシュ政権の妨害を受けずに進められるというメリットもあります。

合意内容: 議定書の見直しに関する準備【議定書9条関連】

- ・ COPMOP2で行う条約の見直しと連動した議定書の見直しの作業の準備を開始する。
- ・ 2006年9月1日までに締約国に意見提出を求める。

【合意その3】 長期的協力のための行動に関する対話の開始

前述の2つの合意に加え、条約締約国会合(COP)決議においても「長期的協力のための行動に関する

対話」の開始が決定されました。米国の主張に配慮して、対話は将来の交渉につながるものではないことを念押しした弱い文章になっていますが、ブッシュ政権に今会議への積極的な貢献は全く期待できないと見込まれていたところ、最終的に米国と途上国も含めた形で今後の温暖化対策に関する対話を始めることへの合意を取りつけたカナダのディオン議長の手腕が評価されているところです。

合意内容：長期的協力のための行動に関する対話【COP 決定】

- ・ 条約締約国（COP）の下で、気候変動に対する長期的協力のための行動に関して、経験の交換と戦略的アプローチの分析のための対話を始める。対話は、将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンデートなどの予断を持たずに開催される。
- ・ 先進国 1 名、途上国 1 名の共同議長による最大 4 回のワークショップを開催し、COP12（2006 年）および COP13（2007 年）に結果を報告する。
- ・ 2006 年 4 月 15 日までに締約国に意見を求める。

3. CDM改革（3つ目のI（Improvement））

今回の会議では、CDM 事業の手続きの煩雑さなどを解決するために、クリーン開発メカニズム（CDM）の改革について議論され、1) 2013 年以降の CDM の継続など CDM 全体に関わる議論、2) CDM 理事会やサポートする組織などの CDM ガバナンス、3) 方法論と追加性、4) 地域分布と実施能力向上、5) CDM 理事会の運営資金、の 5 つテーマでそれぞれ検討された結果、CDM の改革に関するさらなる指針が採択されました。合意では、CDM の実施を監督する CDM 理事会の事務局機能強化や運営資金に関するこの取り決めを行ったほか、手続きを効率的に進めるためのベースラインやモニタリングの方法論や追加性に関する指針も取りまとめました。追加性（事業がなかった場合に比べて削減が追加的であること）に関しては、新たな提案を受け付け 2006 年 5 月の第 24 回補助機関会合（SB24）までに検討することとされました。追加性の原則は今後しっかり維持されなければなりません。また、炭素隔離・固定技術が CDM 事業として適格かどうかについて、ワークショップの開催、各国からの意見募集、CDM 理事会による方法論の検討を行うことが決まりました。CDM としてこの技術をどう考えるかはその後検討することになっているものの、一定の道を開いたことは確かです。炭素隔離・固定技術は、CO₂ を液化・ガス化して地中や海中に貯留する技術ですが、技術として未完である上、数十～数千年の間に漏れる CO₂ を正確にモニタリングすることは不可能ともいえます。これを CDM として認めようとするには大きな懸念があります。これからの検討プロセスの注視が必要です。

その他

1. 適応の5ヵ年計画が採択 - 具体化と実施はこれから

特に低開発途上国や小島嶼国などの途上国にとって高いプライオリティがある気候変動の悪影響への適応問題については、前回のCOP10で採択された「適応策と対応措置に関するプエノスアイレス作業計画」に基づき、「SBSTA適応5ヵ年計画」が採択されました。今回の合意は、5ヵ年計画の目的、作業範囲、作業方法などの骨格への合意に止まっており、作業のタイミングや専門家グループの役割など、具体的な作業内容については、2006年5月の第24回補助機関会合（SBSTA24）で議論することとされ、実質的には先送り

されてしまいました。途上国からのニーズが高い適応問題については、5カ年計画の着実な進展と十分な資金供与を通じて、必要とされる適応措置にすばやく対応できるような体制を整えることが求められています。

2. 各種委員会の設置とメンバーの選出、日本からも

マラケシュ合意が全て採択されたことを受け、京都議定書の遵守手続きを行う「遵守委員会（促進部・執行部）」及び、共同実施（JI）に関する「第6条監督委員会」が設立されました。このメンバーとして、日本から、遵守委員会（促進部）の常任委員として浜中裕徳・慶応大学教授が、また、第6条監督委員会の委員代理として工藤拓毅・日本エネルギー経済研究所環境グループマネージャーが選出されました。

3. COP12/COPMOP2の開催

次の会議開催地の順がアフリカであることを受け、ケニアが次回の締約国会議の招致を名乗り出しました。これが正式に承諾されれば、COP12/COPMOP2は、ナイロビにて開催されることとなります。

会議の評価とこれから

今回の会議は、議定書に反対のブッシュ政権や次期枠組み交渉に否定的な途上国など、それぞれの立場に乖離が大きく、交渉が非常に難しい状況にありましたが、結果として、京都議定書の実施基盤を完全に整備し、本格始動しただけでなく、京都議定書が今後も継続して第2約束期間へ動き出すことを確かなものとし、さらには、米国や途上国を含む長期的な温暖化対策のあり方への対話の開始を決めることが出来ました。これは、これからの更なる削減へ向けて道筋をつなげる意味で重要な合意であり、会議は成功だったと評価していいでしょう。

もちろん、重要なのは、今後、「モンテリオール行動計画」に基づいて次期枠組みの内容に関する具体的な交渉を前に進めることです。その意味では、モンテリオール会議は、次のステップの「始まり」の会議です。世界全体での削減に向けてこれから真剣な交渉を進めていかなければなりません。またその際には、アメリカの参加を呼びかけつつも、温暖化対策に消極的な現ブッシュ政権に迎合することなく、世界全体の総量削減に向かって、先進国が率先してさらなる削減をしていくための合意を図る努力が必要です。望ましいアプローチを検討するには、京都議定書締約国会合（COPMOP）の場で、2006年に行われる議定書の見直しを中心舞台として交渉を進めることが妥当だと言えるでしょう。

地球温暖化の被害はすでに私たちの目の見えるところで起こっており、その解決のために残された時間は非常に限られています。この人類共通の課題に取り組むために、京都議定書を継続しさらに大きな削減へつなげていく努力を誰にも拒むことができないことは明らかです。モンテリオール会議を成功に導いたのは、その確固とした事実と強い世論があったからこそと断言してもいいでしょう。